

『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』 「外部とは」に対する学校図書館担当者の見解

- 読書指導における貸出記録の取り扱いに関するアンケート調査より -

School Librarian's Opinion about
the Statement on Intellectual Freedom in Libraries
: A Questionnaire Survey for the Desirable Relationship between
Circulation Records and the Reading Guidance

山 口 真 也

YAMAGUCHI Shinya

1. 研究の目的・方法

日本図書館協会が1979年5月30日に総会決議した「図書館の自由に関する宣言」(以下、「自由宣言」)の前文によると、「すべての図書館」は「国民の知る自由を保障するため」の機関として位置付けられている。ただし、学校図書館については、自由宣言に記された理念を实践する上で難しい問題がいくつか存在することも指摘されている¹。知る自由を実現するための前提条件となる「第3 図書館は利用者の秘密を守る」という理念についても同様であり、読書指導等の教育指導との関わりにおいて、「貸出記録をプライバシーとして完全に保護することは難しい」という意見や、「貸出記録は教育指導に積極的に活用するべきである」という意見も根強く存在する²。

学校図書館において管理されている貸出記録を、読書指導をはじめとする教育指導のための資料として活用して良いか、という問題については、日本図書館協会図書館の自由委員会(以下、自由委員会)が、『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』と題する解説書(以下、「宣言」解説書)の中でその見解を公表している³。しかし、その記述内容は、多様な解釈を招きやすいものとなっており、一読するだけでは、貸出記録を教育指導目的で利用してよいか、という肝心の問題への自由委員会の見解が不明確になっているように思われる。

筆者は、こうした問題意識の下で、2008年7月7日に沖縄県中城村立中城小学校校光

ホールにて開催された「沖縄県中部学校図書館協議会平成20年度総会」に講師として参加し⁴、貸出記録の教育的利用をめぐる様々な問題について取り上げるとともに、「宣言」解説書の中の「外部とは」という文章にみる自由委員会の見解に関して、疑問、または問題に感じる部分について、参加者（学校図書館担当者）の意識を確認するためのアンケート調査を実施した。本稿では、このアンケート調査結果をもとに、「外部とは」に示された自由委員会の見解にみる問題点として、文章の構造が複雑であり、誤解を招きやすい表現が用いられているため、その見解が伝わりづらい、図書館担当者が貸出記録を教育指導目的で利用する是非が明確されていない、貸出冊数をプライバシーとして保護するかどうか不明である、という3点を取り上げ、これらの問題に対する学校図書館担当者の意識を明らかにしてみたい。

2. 調査の方法と回答者の基本データ

上述のように、筆者は、「沖縄県中部学校図書館協議会平成20年度総会」において、「学校図書館司書として、今、考えたいこと プライバシーの保護と読書指導」と題する講演を行った。講演で取りあげたテーマは、貸出記録をプライバシーとして保護する上で、読書指導との関わりをどのように考えればよいか、という問題であり、「自由宣言」の解説書に記された見解を明らかにした上で、序論に上げた3つの疑問点、問題点を紹介し、学校図書館担当者の意見を確認するためのアンケート調査を実施した。アンケートの調査用紙の詳細は資料1の通りである。

この講演会は学校図書館の専任事務職員を主な対象とするものであり⁵、参加者数は111名、アンケートの回収数は85、回収率は76.6%であった。まず回答者のプロフィールを紹介すると、勤務校の内訳は(表1)、小学校が51、中学校が28、小中併設校が6となっている。司書教諭の配置状況は、配置校が69、未配置校が10であり、その他に、配置状況を「把握していない、分からない」と回答した人物も3名存在する(他に無回答が3名)。これらの人物の資格取得状況をまとめたものが、表3(1)であるが、司書資格取得者は合計で56名、司書教諭資格取得者の合計が33名、教員免許状の取得者が全体で47名となっている。「無資格者・無免許者」という項目は準備していなかったが、無回答は1名のみであり、調査対象のほぼ全員が図書館学、または学校教育の専門知識を備えていることが分かるだろう。なお、教員免許状取得者の取得免状の種類を集計すると表3(2)のようになる。

表1 回答者の勤務校の種類 (n=85)

選択肢	回答数	比率(%)
1) 小学校	51	60.0
2) 中学校	28	32.9
3) 併設校(小学校+中学校)	6	7.1
合計	85	100.0

表2 回答者の勤務校における司書教諭の配置状況 (n=85)

選択肢	回答数	比率(%)
1) 配置	69	81.2
2) 未配置	10	11.8
3) 分からない・把握していない	3	3.5
無回答	3	3.5
合計	85	100.0

表3(1) 回答者の資格・免許取得状況・組み合わせ (n=85)

選択肢	回答数	比率(%)	資格・免許取得状況	
司書資格のみ	37	43.5	司書資格 取得者 合計56名	司書教諭 資格取得者 33名
司書資格+教員免許	8	25.9		
司書資格+司書教諭資格+教員免許	11	12.9		教員免許状 取得者 47名
司書教諭資格+教員免許	22	9.4		
教員免許のみ	6	0.0		
司書補資格	0	7.1		
無回答	1	1.2		
合計	85	100.0		

表3(2) 回答者の教員免許状の種類・組み合わせ (n=85)

選択肢	回答数	比率(%)
小学校+中学校+高校	2	4.3
小学校+中学校	1	2.1
小学校+高校	1	2.1
中学校+高校	13	27.7
小学校のみ	7	14.9
中学校のみ	16	34.0
高校のみ	0	0.0
無回答	7	14.9
合計	47	100.0

回答者の雇用身分と勤務経験年数を集計したものが表4と5である。まず雇用身分をみると、自らの身分について、「正規職員」と回答した人物が38名(44.7%)、「非正規職員」と回答した人物が43名という結果であった。沖縄県では、本土復帰(1972年)前後から学校司書の正規職員としての採用が各地に広がったとされ、学校図書館の専任職員としてその専門性を高めてきたと言われている。2003年の調査では県の

学校司書の約7割が正規職員であったと伝えられているが⁶⁾、今回の調査では、既に正規職員の比率が5割を下回っていることが分かる。復帰当時に採用された職員の多くがこの数年で定年退職の時期を迎えており、自治体の財源不足を背景として、彼らの退職後、非正規職員への切り替えが着実に進んでいることが明らかとなるだろう。

この結果を、さらに勤務経験年数とクロスすると(表5)、正規職員に「21年目」以上のベテラン職員が多いのに対して、非正規職員の回答は「1年目」から「2～5年目」の経験年数に集中している。非正規職員の増加が、学校司書の経験年数に偏りを及ぼしていることが見えてくる。貸出記録を読書指導目的で活用することの是非を考える上には、こうした雇用状況の変化も考慮する必要があるだろう。

表4 雇用身分 (n=85)

選択肢	回答数	比率(%)
1) 正規職員	38	44.7
2) 非正規職員	43	50.6
無回答	4	4.7
合計	85	100.0

表5 回答者の勤務経験年数(雇用身分別) (n=85)

勤務年数	正規職員		非正規職員		無回答		全体	
	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1年目	2	5.3	14	32.6	0	0.0	16	18.8
2年目～5年目	1	2.6	20	46.5	1	25.0	22	25.9
6年目～10年目	4	10.5	6	14.0	1	25.0	11	12.9
11年目～15年目	1	2.6	0	0.0	0	0.0	1	1.2
16年目～20年目	4	10.5	0	0.0	0	0.0	4	4.7
21年目～25年目	8	21.1	0	0.0	0	0.0	8	9.4
26年目～30年目	9	23.7	0	0.0	0	0.0	9	10.6
31年目以上	6	15.8	0	0.0	0	0.0	6	7.1
無回答	3	7.9	3	7.0	2	50.0	8	9.4
合計	38	100.0	43	100.0	4	100.0	85	100.0

3. アンケート調査結果の分析

3.1 「外部とは」にみる自由委員会の見解

学校図書館が日常的に取り扱っている利用者個人の貸出記録を、読書指導の資料として活用して良いかどうか、という問題は、決して最近になって論じられるようになった新しいテーマというわけではない。筆者が調べた範囲では、終戦直後から1960年代くらいまでは、貸出記録を読書指導や生活指導(ガイダンス)に活用することは当然のことと考えられており、図書館界において問題視された形跡はほとんど確認で

きない。ただし、1970年代の中頃になると、専門誌『学校図書館』（全国学校図書館協議会発行）等の一部の文献の中で、そうした状況に疑問が呈されるようになっていく⁷。1970年代という時代は、公共図書館において、カード式でも利用者のプライバシーを守ることができる「ブラウン式」を導入しようという動きが定着してきた時代である⁸。そうした公共図書館における変化を学校図書館は無視をしてよいのか、ということが1980年代中頃までにかけて、次第に問題視されるようになっていくのである⁹。

本稿が考察の対象とする「図書館の自由に関する宣言」の解説書の中の「外部とは」という文章は、こうした1970年代から1980年代にかけての議論の成果をふまえてまとめられたものであると考えてよいだろう。「自由宣言」の解説書は、日本図書館協会内の「図書館の自由に関する調査委員会」（現在は「図書館の自由委員会」）によって、1979年にはじめて作成され¹⁰、その後、1987年と2004年にそれぞれ改訂されている。「外部とは」という文章は1979年版の解説書から現在まで掲載され続けているが、まず最も長い期間、使用されていた1987年版に掲載された「外部とは」の第一意味段落部分を紹介してみると次のようになる¹¹。

外部とは（第一意味段落）

読書事実および利用事実を漏らしてはならない「外部」とはどの範囲を指すか。

独立した教育機関としての公立図書館であれば、その組織体としての図書館以外はすべて外部とみなすことが容易である。従って上部機関である教育委員会等も、その行政権限は利用者個々の読書事実、利用事実の報告にまでは及ばないし、そうした報告を求めるべきではないという良識を前提として、外部に含めることができる。

学校図書館の場合はもっと問題が複雑である。学校図書館は、それを設置している学校の一部局であり、独立した教育機関とはみなしがたい。従って学校外の機関や団体・個人に対してはその自主性を主張できるとしても、同じ学校内の校長や教頭・教員に対してはどうなるか。

教員がみずから指導の責任を負っている児童・生徒の読書に関心を持つのは当然であり、そうした情報がなければ個別の教育指導は困難となる。しかし、読者である児童・生徒の立場にたてば、独立した人格をもっているのであるから、何を讀んだかを図書館員以外の教員に知られることを好まないこともある。

従って、読者の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合いは、教員と児童・生徒の信頼関係と、読書の自由に関する教員の深い理解に立って解決されなければなるまい。

この段落の内容を整理すると、まず、教員が子どもの読書活動に関心を持つことは、「当然」であるとして、決して否定的に捉えられているわけではない。ただし、次につながる文章では、「しかし」という逆説の表現が使われており、児童生徒の立場から見れば、相手が教員であっても、自らの読書内容を知られたくないと感じることもあると指摘されている。そして、ここからが自由委員会の見解の結論部分となるが、「読者の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合い」、つまり2つの立場の対立を解決するためには、「教員と児童・生徒の信頼関係」と、「読書の自由に関する教員の深い理解」に立つことが必要であるとされている。貸出記録を読書指導等の教育指導上の目的で利用してよいか、という問題については、「教員と児童・生徒の信頼関係に立つ解決」と、「読書の自由に関する教員の深い理解に立つ解決」という2つの方法によって解決することが提案されているのである。

では、この2つの解決策とは具体的に何を指しているのか。実はこの「外部とは」という文章には続きがあり、第二意味段落では、学校図書館のみならず、公共図書館も含めて、図書館員が「親」から貸出記録を求められた場合にどのような対応をなすべきか、という問題が次のように説明されている。

外部とは（第二意味段落）

もうひとつの問題は、親の教育権との関係である。親は子どもの全生活について知りたい欲求をもち読書生活もその例外でないとするれば、親が子どもの読書状況を知りたいと申し出た場合どうするか。この問題は、学校図書館ばかりでなく公立図書館でもおこりうる。これも前述の場合と同様、親子間の信頼関係により解決するほかなく、一般的には「どうぞお子さんから直接お聞きください」と答えるのが適切であろう。こうした態度が、子どもの人格を認めながらその健全な発達を願う学校図書館員・児童図書館員の姿勢でなければなるまい。

この文章から分かるように、自由委員会の見解によると、保護者から貸出記録を求められた場合には、「親子間の信頼関係により解決するほかなく」とされ、「どうぞお

子さんから直接聞いてください」と対応することが望ましいとされている。そして、そうした対応は、「前述の場合と同様」であると記されている。ここで言う「前述の場合」とは、一つ前の段落にある先ほど紹介した文章のこと、つまり、学校図書館が教員から貸出記録を求められた場合を指していると考えるのが自然である。とすると、当然ではあるが、上述の「教員と児童・生徒の信頼関係に立つ解決」と「読書の自由に関する教員の深い理解に立つ解決」が意味する解決策もまた「本人に直接聞いてくださいと伝えること」を意味していると考えなければならないはずである。つまり、「宣言」解説書では、プライバシーの保護が読書の自由の前提であることを教員自身が深く理解し、児童生徒との信頼関係の下で、児童生徒の自己開示に基づく読書指導を実施することが望ましいと提案されていると考えられるのである。

なお、「図書館の自由に関する宣言」の解説書は2004年に改訂されているのだが¹²、その中では、上述の第一意味段落の文章の終わりに、「児童・生徒の利用記録が容易に取り出せないような貸出方式を採用することは、その前提であろう」という一文が追加されている。「自由宣言」が教員に貸出記録を見せてよいという解釈を示しているのであれば、「容易に(貸出記録を)取り出せないような貸出方式」が望ましいとすることはやや矛盾が生じてしまうように思われる。2004年版の解説書の改訂にあたって、貸出記録を伝える相手が教員であっても、また、読書指導を目的とする場合であっても、原則として、貸出記録は見せてはいけないという見解がさらに強く示されていると考えて良いだろう¹³。

3.2 「外部とは」の問題点

3.2.1 複雑な文章の構造と誤解を招きやすい表現の使用

序論において述べたように、筆者は「外部とは」と題する文章について3つの問題があると考えている。1つは上記の文章の構造が複雑であり、自由委員会の見解が伝わりづらいのではないかと、ということである。上述のように、自由委員会はこの文章において、貸出記録を読書指導目的で活用することはあってはならないとする見解を示しているのだが、第一意味段落において提示されているものは「教員と児童・生徒の信頼関係に立つ解決」と、「読書の自由に関する教員の深い理解に立つ解決」というキーワードに過ぎない。つまり、第一意味段落だけを読んでも、貸出記録を読書指導を目的として教員が見ることが許されるのか、という問いかけに対する具体的な回答

は明記されておらず、第二意味段落まで読み進めなければ、その意図が掴めない構造になっているように筆者には思われるのである。

さらに言えば、第一意味段落では、解決策の1つとして、「教員と児童・生徒の信頼関係に立つ」という方法が提示されているのだが、この「信頼関係」という言語の選択にも問題があるのではないかと筆者は考えている。通常、「信頼関係」という言葉が教育問題やプライバシーに関する議論の中で使われる際には、「教師と子どもの間に信頼関係があればプライバシーは問題にならない」という文脈で使われることが多いように思われる。貸出記録とプライバシー保護との関わりについて議論した文献を調べてみても、例えば、教育的利用問題を最初に（本格的に）取り上げたと言われる文献の中では¹⁴、「児童生徒の側」には「潜在的には、教師に自分を知らせてもらいたいという気持ち」があり、「教師と生徒の間の信頼関係」があれば、本心から貸出記録を知られたくないと思う児童生徒はいない、という趣旨の記述が確認できる¹⁵。また、日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会（現在の自由委員会）が1983年に編集刊行した『学校図書館と図書館の自由』の中では、「学校は本来、教員と生徒、教員と父母との信頼関係が前提にあり、その上に成り立つもの」であり、「従って、学校図書館における利用者のプライバシーの問題も、そのような人間関係の中での問題であり、極言すれば、そのような人間関係の中で、プライバシーの侵害という問題はあり得ない」とも記されている¹⁶。「信頼関係」がこうした意味段落で多く使われてきたことを背景とすれば、現在の第一意味段落の文章のままでは、「信頼関係があれば、教員が子どもの貸出記録を見ても（学校図書館担当者が貸出記録を教員に見せても）問題にはならない」、もっと言えば、「プライバシーが問題にならないような信頼関係を作っていくことがこの問題の解決策になる」と解釈されてしまう怖れが高いのではないだろうか。

なお、上述のように、2004年版の「宣言」解説書では、「児童・生徒の利用記録が容易に取り出せないような貸出方式を採用することは、その前提であろう」とする文章が第一意味段落の最後に加えられているため、教員が見てもよいと解釈すると矛盾が生じてしまうことになる。よって、2004年版では、第一意味段落の内容を誤解して受け取ってしまうことはないとも考えられるのだが、「信頼関係」という用語を、教員と児童生徒の間に信頼関係があれば、両者の間には本質的な意味でのプライバシーは存在せず、貸出記録を読書指導目的で使うことは問題にならないとする言語感覚を前

提としてこの文章を読んでしまうと、教員と児童生徒の間に必ずしも信頼関係があるとは限らないのだから、教員からの求めがあった場合に、学校図書館担当者がすぐに貸出記録を見せるのは良くない、信頼関係があるかどうかを確認するために、「容易」には貸出記録を「取り出せないよう」にしておかなければならない、と解釈することも不可能ではないだろう。反対に言えば、信頼関係の確認ができれば、貸出記録は提供できるとも解釈できてしまう。仮に、筆者の考えるような誤解を読み手に抱かせるとすれば、文章表現と構造を改めて、もっと分かりやすい内容に書き換える必要があるだろう。

アンケート調査では、こうした問題意識の下で、第一の質問として、「Q1 「図書館の自由に関する宣言」の解説書には、貸出記録を読書指導等の教育指導を目的として利用することの是非についての見解が記されています。以下の「外部とは」と題された文章（段落）を読んで、どのような見解が示されていると思われますか？」という設問を準備し、4つの選択肢から1つ選んでもらうこととした。なお、この第一設問については、「外部とは」の第一意味段落部分（2004年版追加部分を除く）のみを紹介し、その意味の解説は行わずに、一読した印象を答えてもらうこととしている。

調査結果をみても、自由委員会の意図の通り、「3）貸出記録を教育指導に使っても問題ないという見解が示されている」と読み取った人物は85名中17名（20.0%）と非常に少ない値となっていることが分かる（表6の全体部分）。その一方で、52名（61.2%）は、「2）ははっきりとした見解は記されていない」と捉え、「最終的な判断は現場に任されている」と読み取っていることが見えてくる。「1）貸出記録を教育指導に使っても問題ないという見解が示されている」と捉えた人物は6名（7.1%）に止まっており、筆者が想定していたほどは多くなかったものの、「最終的な判断は現場に任されている」と理解した回答者が多いということは、この外部とはという文章が、貸出記録を教育指導のために用いることを全面的には禁止をしておらず、それぞれの状況や必要性に応じて、貸出記録を利用することも可能であるという印象を読み手に与える可能性が高いということであろう。

なお、「外部とは」という文章は1987年版の解説書から現在の内容になったと考えられるため¹⁷、すでに20年以上も、「自由宣言」とともに広められてきたのだが、上記の結果を勤務経験年数でクロスしてみても、特に勤務経験年数と「外部とは」に対する理解度との間には強い相関性は確認できない。勤務経験が長くなれば、当然、「宣言」

解説書を目にする機会も多くなると思われるが、経験年数が長い人物の中にも、「はっきりとした見解は記されていない」や「貸出記録を教育指導に使っても問題ない」を選択した人物が少なからず存在したということもまた、現在の文章のままでは、自由委員会の見解が正しく読み取られることは難しいということを表しているのではないだろうか。

表6 「外部とは」を読んだ際の印象(全体・勤務経験年数別) (n=85)

選択肢 比率(%)	1年目	2年目 5年目	6年目 10年目	11年目 15年目	16年目 20年目	21年目 25年目	26年目 30年目	31年目 以上	無回答	全体
1) 貸出記録を教育指導に用いることは絶対に許されないという見解が示されている。	3 18.8	1 4.5	1 9.1	0 0.0	2 50.0	3 37.5	3 33.3	1 16.7	3 37.5	17 20.0
2) はっきりとした見解は記されていない。最終的な判断は現場に任されている。	11 68.8	19 86.4	8 72.7	1 100.0	1 25.0	1 12.5	5 55.6	3 50.0	3 37.5	52 61.2
3) 貸出記録を教育指導に使っても問題ないという見解が示されている。	1 6.3	1 4.5	1 9.1	0 0.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	1 16.7	1 12.5	6 7.1
4) 何を言いたいのかわからない。	1 6.3	0 0.0	1 9.1	0 0.0	1 25.0	1 12.5	1 11.1	1 16.7	1 12.5	7 8.2
無回答	0 0.0	1 4.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 3.5

講演では、以上の質問に回答してもらった後に、3.1で挙げた自由委員会の見解を説明し、講演終了後のアンケート調査において、「Q7 読書指導とプライバシー保護に関する「図書館の自由に関する宣言」の解説書の見解（自己申告に基づく読書記録の提供とその利用、学校図書館と読書指導は切り離すべき、という考え方）に賛成ですか？」という質問に答えてもらっている。表7(1)から分かるように、「1) 賛成」と回答した人物は全体の34.1%に止まっており、解説を聞いてもなお、貸出記録は読書指導を目的とする場合であっても教員には提供してはならないとする自由委員会の見解に賛同する人物ばかりではないことも明らかとなる。また、この結果を回答者のプロフィールとクロスしてみると、教員免許の有無別には大きな違いは見られないものの¹⁸、勤務経験年数別では、新人・ベテランの学校司書よりも中堅の学校司書ほど「2) 反対」と「3) その他・分からない」の比率が高まり、雇用身分別では正規職員よりも非正規職員の方が「3) その他・分からない」の比率が高まるという傾向を確認できる。

「宣言」解説書は、「自由宣言」の理念を正しく伝えるための「よりどころ」¹⁹となることを期待して作成されたものとされている。本稿ではその理解度を問うことが目的

であり、自由委員会の見解に対する是非には立ち入らないが、学校図書館現場に、自由委員会の見解に対して反対する意見が多く存在する現状を考えれば、現在のように、「外部とは」という文章が、読み手によって解釈が異なるような状態になっては、貸出記録を読書指導目的で利用して良いか、とする問題を論じるための材料としても十分に機能しないだろう。自由委員会の見解に賛同する意見が少ないという結果からも、その見解を分かりやすく伝えていくような文章に改訂する必要があると考えられる。

表7(1) 自由委員会の見解に賛成か？(全体・勤務経験年数別) (n=85)

選択肢 比率(%)	1年目	2年目 5年目	6年目 10年目	11年目 15年目	16年目 20年目	21年目 25年目	26年目 30年目	31年目 以上	無回答	全体
	1) 賛成	7 43.8	5 22.7	2 18.2	0 0.0	1 25.0	2 25.0	3 33.3	5 83.3	4 50.0
2) 反対	4 25.0	7 31.8	3 27.3	1 100.0	2 50.0	1 12.5	3 33.3	0 0.0	1 12.5	22 25.9
3) その他・分らない	5 31.3	8 36.4	6 54.5	0 0.0	1 25.0	2 25.0	3 33.3	1 16.7	3 37.5	29 34.1
無回答	0 0.0	2 9.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 37.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 5.9

表7(2) 自由委員会の見解に賛成か？(雇用身分別) (n=85)

選択肢	雇用身分		2) 非正規職員		無回答	
	1) 正規職員		回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1) 賛成	14	36.8	13	30.2	2	50.0
2) 反対	11	28.9	11	25.6	0	0.0
3) その他・分らない	10	26.3	17	39.5	2	50.0
無回答	3	7.9	2	4.7	0	0.0

3 2 2 「図書館員以外の教員」の定義にみる曖昧さ

「外部とは」にみる第二の問題は、貸出記録を読書指導目的で利用してはならないとされる人物の定義が不明確であるということである。

上述のように、自由委員会の見解によると、読書指導を目的とする場合であっても、「同じ学校内の校長や教頭・教員」、または「図書館員以外の教員」は、児童生徒個人の貸出記録を見てはならないとする姿勢が示されている。しかし、貸出記録を読書指導を目的として活用する可能性のある人物は、「同じ学校内の校長や教頭・教員」や「図書館員以外の教員」だけではない。この問題においては、「図書館員自身」が読書指導を目的として個人の貸出記録を見るということについても1つの論点となると考

えられるが、「外部とは」においては、その是非が触れられていないように思われるのである。

もちろん、「外部とは」において、図書館員自身が貸出記録を読書指導目的で利用することの是非が触れられていない背景の1つには、全国的に見て、専任、専門の学校図書館担当者の配置が（特に公立小中学校において）遅れているという状況があると考えられるだろう。本稿のアンケート調査対象とした沖縄県内の小中学校のように、専任（フルタイム）専門の学校図書館担当者を配置する地域は、他府県では非常に少ないと伝えられており²⁰、そうした状況では、学校図書館担当者には児童生徒の読書状況を個別に管理し、読書指導に主体的に関わっていくような時間的余裕はないだろうし、学内において、教育者、指導者としての立場を確立することもまた難しいはずである。つまり、「外部とは」という文章においては、学校図書館担当者の存在は想定されているとしても、学校図書館担当者自身が主体的に読書指導に関わるような状況そのものは想定されていないと考えられるのである。

とはいえ、高等学校には古くから正規雇用の図書館担当者が多く配置されているし²¹、厳しい雇用環境であったとしても、一部には意欲的に読書指導に関わろうという人物も存在するはずである。また、少数ではあるが、沖縄県のように、専任職員の配置が早くから行われ、恵まれた雇用環境、労働環境の下で、学校図書館担当者の本来の役割である読書指導に関わろうとする人物もいるだろう。さらに言えば、本格的な教育プログラムの下で行われるものは少ないとしても、学校図書館担当者が個人の読書傾向に偏りがないかをチェックして、カウンターで次に読んだら良いと思う本をさりげなく薦めたり、シリーズものの新刊が入った際に、楽しみにしていた子どもが誰だったか思い出せないときに、調べて声をかけるといったことは日常的に行われているようにも思われる。こうした状況をふまえて考えれば、現在の「外部とは」という文章は、読書指導とプライバシー保護の関係を捉える上で、肝心な問題について見解を示していないということになるのである。

アンケート調査では、こうした問題を今後、検討していくための材料として、Q8として、「読書傾向に偏りがないかをチェックし、カウンターで次に読んだら良いと思う本をさりげなく薦める」、「シリーズ新刊が入ったときに、そのシリーズを読み続けている子どもを調べて声をかける」という2つの例を紹介した上で、学校図書館担当者自身が、図書館員自身による貸出記録の利用についてどのように考えるのか、という質

問を行っている。まず全体の結果を見ると、「1) 学校図書館の担当者であっても、貸出記録は貸出サービス以外の用途では使ってはならない」という回答は28名、32.9%に止まり、「2) 学校図書館の担当者であれば、貸出記録を読書指導目的で使っても構わない」という回答が半数を越えるという結果となった。アンケートでは、2) を選択した回答者に対して、貸出記録を読書指導目的で利用することができる学校図書館担当者の範囲を選んでもらっているが、「学校司書(学校図書館業務を主に担当する職員)のみ」とする回答が24名、48.0%と最も高く、「学校司書・司書教諭(授業やクラス担任と兼任)」15名、30.0%、「学校司書・司書教諭・図書館主任」3名、6.0%、「学校司書・司書教諭・図書館主任・図書館係教諭」6名、12.0%という結果になっている²²。この結果を上述の自由委員会の見解に対する賛否とクロスしてみると、「2) 反対」している人物ほど、貸出記録を読書指導目的で利用できる範囲を広く捉える傾向が確認できるものの、「1) 賛成」した人物についても、過半数が「2) 学校図書館の担当者であれば、貸出記録を読書指導目的で使っても構わない」を選択している。図書館業務に関わる人物であれば、特に学校司書自身と司書教諭については、貸出記録を特権的に利用してもよい、とする意識が定着していると考えて良いだろう。

表(1) 図書館員自身による読書指導目的での貸出記録の利用について
(全体・自由委員会の見解に対する賛否別)

(n=85)

選択肢	自由委員会の 見解への賛否		1) 賛成		2) 反対		3) その他・ 分らない		無回答		全体	
	回答 数	比率 (%)	回答 数	比率 (%)	回答 数	比率 (%)	回答 数	比率 (%)	回答 数	比率 (%)	回答 数	比率 (%)
1) 学校図書館の担当者であっても、貸出記録は貸出サービス以外の用途では使ってはならない	13	44.8	5	22.7	10	34.5	0	0.0	28	32.9		
2) 学校図書館の担当者であれば、貸出記録を読書指導目的で使っても構わない	15	51.7	13	59.1	19	65.5	3	60.0	50	58.8		
学校司書(学校図書館業務を主に担当する職員)のみ	10	34.5	5	22.7	8	27.6	1	20.0	24	28.2		
学校司書・司書教諭(授業やクラス担任と兼任)	3	10.3	3	13.6	7	24.1	2	40.0	15	17.6		
学校司書・司書教諭・図書館主任	1	3.4	1	4.5	1	3.4	0	0.0	3	3.5		
学校司書・司書教諭・図書館主任・図書館係教諭	0	0.0	3	13.6	3	10.3	0	0.0	6	7.1		
その他	1	3.4	1	4.5	0	0.0	0	0.0	2	2.4		
無回答	1	3.4	4	18.2	0	0.0	2	40.0	7	8.2		
合計	29	100.0	22	100.0	29	100.0	5	100.0	85	100.0		

さらに、この結果について勤務経験年数別にみても、特に際立った違いはないものの、1年目の新任職員が「1)学校図書館の担当者であっても、貸出記録は貸出サービス以外の用途では使ってはならない」を選択する比率が高いのに対して(43.8%)、31年目のベテラン職員については「2)学校図書館の担当者であれば、貸出記録を読書指導目的で使っても構わない」を選択する比率が高まっていることが明らかとなる(66.7%)。これは、長い勤務の中で、読書指導を自ら行った経験がこうした回答を選択させる要因となっているのだろうか。また、雇用身分別では、非正規職員については、「1)学校図書館の担当者であっても、貸出記録は貸出サービス以外の用途では使ってはならない」を選択する比率が全体の値よりも高くなっているのに対して(37.2%)、正規職員については「1)学校図書館の担当者であっても、貸出記録は貸出サービス以外の用途では使ってはならない」、「2)学校図書館の担当者であれば、貸出記録を読書指導目的で使っても構わない」とも、全体の値を若干ではあるが下回り、その分、「無回答」の比率が高まっていることに気付く。この設問ではあえて「分からない」という項目は準備しなかったのだが、設問のスタイルが結果に影響を及ぼしたとすれば、安定した雇用状況にある人物ほど、回答の選択において迷いが生じているとも解釈できるだろう。

表(2) 図書館員自身による読書指導目的での貸出記録の利用について(勤務経験年数別) (n=85)

選択肢 比率(%)	1年目	2年目 5年目	6年目 10年目	11年目 15年目	16年目 20年目	21年目 25年目	26年目 30年目	31年目 以上	無回答
1) 学校図書館の担当者であっても、貸出記録は貸出サービス以外の用途では使ってはならない	7 43.8	6 27.3	4 36.4	1 100.0	0 0.0	1 12.5	4 44.4	2 33.3	3 37.5
2) 学校図書館の担当者であれば、貸出記録を読書指導目的で使っても構わない	8 50.0	15 68.2	6 54.5	0 0.0	4 100.0	4 50.0	4 44.4	4 66.7	5 62.5
学校司書(学校図書館業務を主に担当する職員)のみ	4 25.0	8 36.4	1 9.1	0 0.0	3 75.0	1 12.5	2 22.2	3 50.0	2 25.0
学校司書・司書教諭(授業やクラス担任と兼任)	1 6.3	4 18.2	2 18.2	0 0.0	0 0.0	3 37.5	2 22.2	1 16.7	2 25.0
学校司書・司書教諭・図書館主任	1 6.3	0 0.0	1 9.1	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
学校司書・司書教諭・図書館主任・図書館係教諭	1 6.3	3 13.6	2 18.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	1 6.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5
無回答	1 6.3	1 4.5	1 9.1	0 0.0	0 0.0	3 37.5	1 11.1	0 0.0	0 0.0
合計	16	22	11	1	4	8	9	6	8

表8(3) 図書館員自身による読書指導目的での貸出記録の利用について(雇用身分別) (n=85)

選択肢	雇用身分		1) 正規		2) 非正規		無回答	
	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
1) 学校図書館の担当者であっても、貸出記録は貸出サービス以外の用途では使ってはならない	12	31.6	16	37.2	0	0.0		
2) 学校図書館の担当者であれば、貸出記録を読書指導目的で使っても構わない	21	55.3	25	58.1	4	100.0		
学校司書(学校図書館業務を主に担当する職員)のみ	11	28.9	12	27.9	1	25.0		
学校司書・司書教諭 授業やクラス担任と兼任)	7	18.4	7	16.3	1	25.0		
学校司書・司書教諭・図書館主任	1	2.6	1	2.3	1	25.0		
学校司書・司書教諭・図書館主任・図書館係教諭	2	5.3	3	7.0	1	25.0		
その他	0	0.0	2	4.7	0	0.0		
無回答	5	13.2	2	4.7	0	0.0		
合計	38	100.0	43	100.0	4	100.0		

なお、読書指導を目的として、貸出記録を図書館員自身が活用してもよいか、という問題については、学校図書館に関するテキスト(司書教諭資格課程向けのテキスト)にも一部記述されているが、学校図書館の担当者であっても読書指導のために貸出記録を使ってはいけないと書かれているものもあれば、学校図書館の担当者ならそれは特権的に許されるのではないかと書かれているものも存在する。同じ出版社のテキストでも、見解が異なっているものもあれば、同じ人物が編集したテキストでも、書かれていることが正反対のものもある²³。つまり、学校図書館の研究分野においても、読書指導とプライバシー保護の関係については、まだまだルールが未確立な部分があるということである。

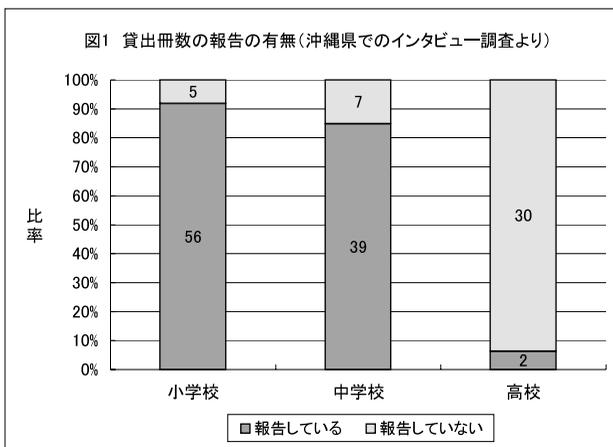
果たして、読書指導のための資料として、貸出記録を学校図書館の担当者が利用することは、「図書館の自由に関する宣言」に記された「利用者の秘密を守る」という理念上、許されることなのか。仮に許されるとすれば、読書指導目的で貸出記録を利用してもよいとされる範囲はどこまでなのか。読書推進関連法の施行を背景として、学校図書館を中心とする読書活動への取り組みが盛んになりつつある現在、「外部とは」において、自由委員会の見解を示すことは喫緊の課題と言えるだろう。

3 2 3 貸出冊数情報の取り扱いの不明確さ

「外部とは」という文章にみる第三の問題点は、読書指導との関わりにおいて、プライバシーとして保護されるべき「読書事実および利用事実」(または「利用記録」)の中に、利用者個人の「貸出冊数」に関する情報は入るのか、という点が分かりづらいということである。

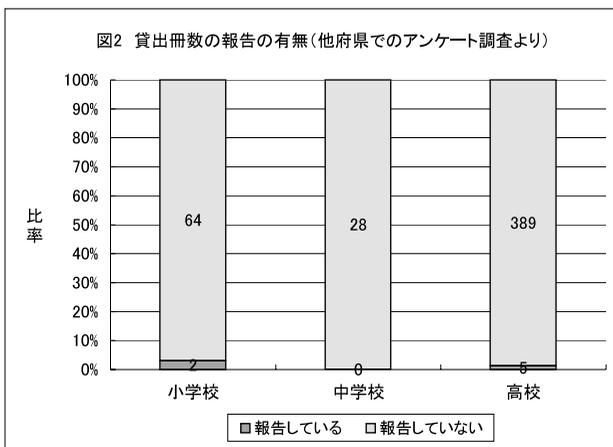
ここで改めて、「自由宣言」の解説書に目を向けると、「外部とは」という文章の中では、「利用記録」という言葉は使われているが、厳密には「貸出記録」という言葉や、「貸出冊数」という言葉は使われていないことに気付かされる。もちろん、「宣言」解説書の別の箇所には、プライバシーとして保護されるべき「利用者の秘密」の定義として、何を借りたのか、という情報だけでなく、「(3) いつ来館(施設を利用)したかという行動記録、利用頻度」も含まれるとされている²⁴。ここで言う「利用頻度」には、貸出という利用行動の頻度、つまり貸出をした回数やそれを客観的に示す冊数情報も含まれると解釈できるため、利用者個人が「何冊借りたのか」という情報もまた、「外部とは」の中で示されている「利用記録」に含まれるものであり、冊数情報も含めて、貸出記録は読書指導のためには活用できないと解釈することができないわけではないだろう。ただし、ここでもやはり「利用頻度」という言葉が使われるだけで、「貸出頻度」または「貸出冊数」とは具体的には記されておらず、また、「外部とは」の中でも、直接的に貸出冊数の取り扱いが問題視されているわけではないため、読み手によって異なる解釈がもたらされる可能性が残されるのである。

筆者が本研究に先駆け、沖縄県内の学校司書を主な対象として行ったインタビュー調査によると(2004年から2006年に実施)、沖縄県内のほぼ全ての小中学校において、読書指導の資料として活用してもらうために、定期的にクラス担任へと学校図書館での個人別貸出



冊数の報告がなされていることが明らかとなっている（図1）。また、定期的な貸出記録の報告は行っていなくても、通知表に貸出冊数を記載している学校が、公立小中学校を中心にかなりの数に上っているという状況も確認できる²⁵。このように、沖縄県内の公立小中学校図書館においては、貸出冊数に関する情報は、プライバシーとして保護される対象とはなっていない状況が明らかとなるのだが、貸出冊数を読書指導目的で活用することについては、沖縄県内でも決して問題視されてこなかったわけではない。例えば、県内紙である『沖縄タイムス』の2006年5月5日の朝刊では、学校全体での「貸し出し目標」の「達成」が制度的に「優先」されるあまり、「量が先行」して、読書の「質」が伴っていないことが指摘されている²⁶。また、同紙の2008年1月26日の朝刊においても、「まだ読んでないのに何で返す？」と言う父親と、「返して、また借りなきゃいけない」、「週に何冊って決まってるし、みんなで競争しているから」と答える小学校4年生の男児の会話が紹介され、県内の小中学校の読書指導が、「量目的化」して、読書の習慣が根付いていないのではないかと、とする問題提起がなされている²⁷。

こうした状況をふまえて考えれば、読書指導と貸出記録との望ましい関係を考える上で、貸出冊数をプライバシーとして保護すべきかどうか、という問題は、児童生徒の知る自由、読書の自由を保障することに深く関わる重要な問題であることに気付かされる。上述のように、他府県では、専任（フルタイム）の学校図書館担当者の配置が遅れており、クラス担任等に提供することに教育的な価値が見出せるほどに、貸出が盛んではないという状況があるかもしれない。しかし、筆者が別に行った（近畿地方を中心とする）アンケート調査では、ごく一部ではあるが、小学校や高等学校において、沖縄と同じように、貸出冊数をクラス担任等に定期的に報告していると回答した学校図書館担当者



も存在する(図2)³⁾。担当者の配置と専任化が進めば、今後そうした問題は他の地域にも広がっていくのではないだろうか。とすれば、クラス担任等に貸出冊数を読書指導の資料として提供することが、知る自由、読書の自由の保障という観点からみて許されるのかどうか、「外部とは」の中でも、こうした問題に対する見解が示されるべきではないだろうか。

アンケート調査では、こうした問題を考えていくための資料として、「外部とは」という文章が貸出冊数の取り扱いについて明確にしていない点を説明した上で、クラス担任等へ個人別に貸出冊数を報告することについて、学校図書館担当者としてどのように考えるか、という質問を行っている。

まず全体の結果をみると、「1) 貸出冊数の通知は子どもたちの読書推進に大いに役立っている」として、「子どもたちの様子を見る限り、「読書の自由」を侵害する要素にはなっていないので、これからも続けていきたい」という項目を選択した回答者は全体のわずか5名(5.9%)に止まり、大多数の学校司書が、必ずしも貸出記録をクラス担任等に報告しているという現状を積極的に評価しているわけではないことが明らかとなる。ただし、そうした認識が問題を抱える現在の状況を改善しようとする意識に繋がるかと言えば、必ずしもそうなるわけではないことには注意が必要である。表9(1)から分かるように、「2) 貸出冊数の通知は、子どもたちの間に競争が生じたり、好きな本をゆっくり読むことができなくなるといった問題を招きやすい」として、「個人の読書は冊数で評価されるべきではないと思うので、冊数の通知には反対」であり、「できれば教員には通知したくない」と考える人物は31名、全体の36.5%に止まり、「3) 貸出冊数の通知には(上記のような)問題が一部である」としつつも、「学校司書による声かけ、働きかけで解決できる」として、「冊数の通知には、子どもたちの読書推進において一定の効果があるので、読書の自由が侵害されないように配慮しつつ、今後も続けていきたい」と考える人物が全体の約半数、41名、48.2%に上っていることが明らかとなるのである。「4) その他」を選択した6名の自由記述をみても、「低中高学年を分けて考える必要はあると思う」、「熟読できるように貸出冊数を下げ、現実的な冊数の範囲で児童に読書を勧めるためにも、担任との連携も必要」、「貸出冊数の通知について、効果がある子どももいれば、全く効果のない子もいるのでとても難しい」など、年齢や個人の資質によって、一定の効果が見られるため、全面的に否定することはできないとする意見が多数を占めている。

表9(1) 個人別貸出冊数を読書指導資料としてクラス担任等に報告することについて (全体) (n=85)

選択肢	回答数	比率(%)
1) 貸出冊数の通知は子どもたちの読書推進に大いに役立っている。子どもたちの様子を見る限り、「読書の自由」を侵害する要素にはなっていないので、これからも続けていきたい。	5	5.9
2) 貸出冊数の通知は、子どもたちの間に競争が生じたり、好きな本をゆっくり読むことができなくなるといった問題を招きやすい。個人の読書は冊数で評価されるべきではないと思うので、冊数の通知には反対。(できれば教員には通知したくない)	31	36.5
3) 貸出冊数の通知には2)のような問題が一部であると思うが、学校司書による声かけ、働きかけで解決できる。冊数の通知には、子どもたちの読書推進において一定の効果があるので、読書の自由が侵害されないように配慮しつつ、今後も続けていきたい。	41	48.2
4) その他	6	7.1
無回答	2	2.4
合計	85	100.0

この結果を回答者の勤務経験年数別に集計してみると、貸出冊数の報告を問題と感じ、「2)できれば教員に通知したくない」と考えている学校図書館担当者は、「16年目～20年目」と、「26年目以降」のベテラン職員のグループにおいて、かなり高い比率を示していることが分かる。これに対して、「1年目」と「2～5年目」までの経験年数が短い職員のグループについては、問題は感じつつも、その効果があることも認め、「3)配慮して続けていきたい」を選択する比率が高くなっている。また、雇用身分別にみると、「2)できれば教員に通知したくない」を選択する比率は、正規職員の方が非正規職員よりも高くなり、その代わりに、非正規職員については「3)配慮して続けていきたい」を選択する比率が高くなっている。それぞれの回答について理由を確認していないため、明言はできないものの、これらの結果からは、経験年数が長く、また雇用身分が安定している人物ほど、貸出冊数を通知している現状を繕う方向で問題解決を図ろうとするのではなく、現状を改善する方向で問題解決を図ろうとする姿勢を読みとることができるようにも思われる。こうした推測が正しいとすれば、「3)配慮して続けていきたい」が過半数を占めたという結果もまた、その数値のまま捉えるのではなく、学校司書1人1人が抱える雇用環境の不安定さや勤務経験の浅さを理由として判断することが求められるのではないだろうか。

いずれにせよ、読書指導との関わりにおいて、貸出冊数をプライバシーとして保護するかどうか、という問題については、その問題性を多くの学校図書館担当者が認識しつつも、そうした取り組みを肯定する側、否定する側とに意見が対立している。「外部とは」の中に、貸出冊数をプライバシーとして保護することを明記するかどうか、

という問題についてもまた、こうした現場の意見をふまえて検討する必要があるだろう。

表㉔(2) 個人別貸出冊数を読書指導資料としてクラス担任等に報告することについて
(勤務経歴別・表㉔(1)と同じため選択肢は抜粋して掲載)

(n=85)

選択肢 比率(%)	1年目	2年目	6年目	11年目	16年目	21年目	26年目	31年目	無回答
		5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目	以上	
1) これからも続けていきたい	1 6.3	1 4.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	1 16.7	1 12.5
2) できれば教員には通知したくない	6 37.5	5 22.7	4 36.4	0 0.0	3 75.0	0 0.0	7 77.8	4 66.7	2 25.0
3) 配慮して続けていきたい	9 56.3	12 54.5	5 45.5	1 100.0	1 25.0	6 75.0	1 11.1	1 16.7	5 62.5
4) その他	0 0.0	3 13.6	2 18.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0
無回答	0 0.0	1 4.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0
合計	16	22	11	1	4	8	9	6	8

表㉔(3) 個人別貸出冊数を読書指導資料としてクラス担任等に報告することについて
(雇用身分別・表㉔(1)と同じため選択肢は省略して掲載)

(n=85)

選択肢	雇用身分		1) 正規		2) 非正規		無回答	
	回数	比率(%)	回数	比率(%)	回数	比率(%)	回数	比率(%)
1) これからも続けていきたい	2	5.3	2	4.7	1	25.0		
2) できれば教員には通知したくない	17	44.7	14	32.6	0	0.0		
3) 配慮して続けていきたい	17	44.7	22	51.2	2	50.0		
4) その他	1	2.6	4	9.3	1	25.0		
無回答	1	2.6	1	2.3	0	0.0		
合計	38	100.0	43	100.0	4	100.0		

4. 今後の課題

以上、本稿では、貸出記録と読書指導との望ましい関係について、「図書館の自由に開する宣言」解説書の中の「外部とは」という文章に掲載された日本図書館協会図書館の自由委員会の見解を手がかりとして、その疑問点、問題点を沖縄県内の学校図書館担当者へのアンケート調査結果の分析を通じて明らかにしてきた。

繰り返せば、「外部とは」という文章は、その文章構造上の複雑さや曖昧な用語の使用により、貸出記録を読書指導目的で活用してよいか、という問題に対する自由委員会の見解を不明確なものとしている。また、「外部とは」という文章そのものには、「図書館員自身」が貸出記録を読書指導目的で活用することや、貸出冊数を読書指導目的でクラス担任等に提供することの是非が明言されておらず、学校図書館の現状、または今後の変化をふまえたものとなっていないように思われる。「自由宣言」の解説書が

活発な議論を期待するのであるならば、自由委員会の見解を「外部とは」の中でより明確に記すべきであろう。

本稿では、「外部とは」にみる問題点と今後の検討のための参考資料を提示することを目的として、沖縄県内の小中学校に勤務する学校図書館担当者を対象とするアンケートを実施し、その結果を分析してきたが、調査対象が85名と少なく、特に、勤務年数別の集計においては1グループのサンプル数の少なさ故に、十分な分析ができたとは言い難い。また、講演やアンケートでは、読書指導との関わりにおいて、貸出記録を返却時に消去するか、という問題についても触れているが、最近の議論の広がりにより²⁹、十分な分析を加えることができなかったため、本稿ではその結果は取り上げていない。今後は調査対象を広げ、議論のための資料収集に務めるとともに、別稿において、学校図書館現場の見解と「外部とは」にみる問題点の整理を行っていきたい。(2009年1月31日)

脚 注

¹ 「自由宣言」の改訂に関わった塩見昇氏によると、「1979年の「図書館の自由に関する宣言」の改訂において、図書館の自由の原則が「すべての図書館に基本的に妥当する」という表現になったのも、この学校図書館の「特殊性」に一定配慮したため」であるという。(塩見昇「子どもの権利条約・プライバシー権の波をかぶる学校図書館」『現代の図書館』Vol.29, No.42, 1991.12, p.11)

² 司書教諭資格課程受講生向けのテキストでは、「教員は子どもの読書意欲、興味、関心を開発し、読書領域の拡充に配慮する手がかりとして(個人カードの)記録を活用したい」、「学校教育において成員間で読書事実を知らない、知らせないことが読書の自由を保障することではない。読書の自由の本質を指導しなければ、読書活動はあっても読書教育・読書指導は存在しない」とする意見もみられる(山本順一・二村健監修『読書と豊かな人間性』学文社, 2007, p.114, pp.117-118 引用部分は黒澤浩氏担当)。

³ 日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』第2版, 日本図書館協会, 2004, pp.38-39

⁴ 「沖縄県中部学校図書館協議会」の構成員は、恩納村、うるま市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、北中城村、西原町が設置する小中学校図書館の担当者である。

⁵ 講演の参加者には一部、司書教諭が含まれていたが、本稿では学校図書館業務を担当する専任職員の見解を把握することを目的としたため、アンケート集計時に司書教諭からの回答と思われるものは除外している。

⁶ 第25回沖縄県県小中学校司書研究大会での調査結果より。「2003年の調査では臨時職員の割合は約三割だった」こと、2006年の時点で、「297人のうち正規職員が183人で、臨時職員が114人で全体の38.4%と約四割を占めている」ことが報告されている。(『図書館職員 / 臨時が増加 / 自治体財政難が影響』『琉球新報』2006.8.1, 朝刊22面)

⁷ 詳細は、拙著「学校図書館文献(1965-1989)にみる「図書館の自由」 - 貸出記録の管理と教育的利用に関するプライバシー意識を中心に」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第9巻第2号, 2005.3, pp.1-28参照。

⁸ 『図書館情報学用語辞典』(日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編)によると、「ブラウン式貸出方式」は、「公共図書館向けの貸出方式」とされ、「日本では1960年代以降多くの公共図書館で採用された」と定義されている(第2版, 丸善, 2002, p.207)。

⁹ 例えば、1985年8月7日から8日にかけて開催された、第16回学校図書館部会夏季研究集会では、「学校図書館の自由 貸出を中心に」をテーマとする集まりが開かれ、貸出方式とプライバシー保護の関係が2日間にかけて大きく取り上げられている。(詳細は『第16回学校図書館部会夏季研究集会報告集 学校図書館の自由 貸出を中心に』日本図書館協会学校図書館部会, 1985参照)

¹⁰ 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『図書館の自由に関する宣言 1979年改訂』日本図書館協会, 1979(「外部とは」という文章はpp.30-31に掲載されている)

¹¹ 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『図書館の自由に関する宣言1979年改訂』解説』日本図書館協会, 1987, pp.31-32

¹² 日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言 1979年版」解説』第2版, 日本図書館協会, 2004, pp.38-39

¹³ 1987年版と2004年版の違いは、この文章が加えられた他に、漢字表現の一部変更がある(「みずから」「自ら」「持つ」「もつ」「たてば」「立てば」「持っている」「もっている」)。また、1987年版では、第二意味段落のみ「公共図書館」という語が用いられていたが、2004年版では、その他の箇所の表現と同様に、「公立図書館」に統一されている。

¹⁴ 塩見昇「子どもの権利条約・プライバシー権の波をかぶる学校図書館」『現代の図書館』Vol.29, No.42, 1991.12, p.211

¹⁵ 柿沼隆志ほか「学校図書館における図書館の自由の問題」『現代の図書館』Vol.13, No.4, 1975. 12, p.140

¹⁶ 鈴木紀代子「貸出記録の重要性について」『学校図書館と図書館の自由』(図書館と自由第5集), 日本図書館協会, 1983, p.24

¹⁷ 「外部とは」という文章が、1979年版の「宣言」解説書に記載された際には、第一意味段落にて、「したがって、この矛盾は教員と児童・生徒・学生の信頼関係と、その読書事実は児童・生徒・学生等の教育指導以外には使用しないという読書の自由に関する教員の深い理解によって解決されなければなるまい」という表現が用いられており、貸出記録を教育指導目的で用いることについては、「教育指導以外」であれば許されないが、教育指導目的であれば許されるという見解が示されているように思われる。(日本図書館協会図

図書館の自由に関する調査委員会編『図書館の自由に関する宣言 1979年改訂』日本図書館協会, 1979, pp.30-31) なお、1987年版以降では「その読書事実は児童・生徒・学生等の教育指導以外には使用しないという」という部分が削除されている。

¹⁸ 集計した結果、教員免許状取得者の「賛成」の比率は34.0、「反対」の比率は25.5%、未取得者の「賛成」の比率は32.4%、「反対」の比率は27.0%となった。大きな差異がないため本稿では調査結果の表は掲載していない。

¹⁹ 日本図書館協会図書館の自由委員会「『図書館の自由に関する宣言 1979年改訂解説』の改訂について意見集約会」『図書館の自由』臨時増刊号, 2003.3, p.1

²⁰ 「2008年度学校図書館調査報告」によると、「学校司書」の配置は2008年時点で「小学校で5割を越え、中学校ではほぼ6割」に達したとされるが、その内、正規職員の比率は小学校で18.4%、中学校では16.0%とかなり低く、かつ他の業務と兼務するケースが、小学校では10.4%、中学校では12.0%、さらに、複数校勤務者が小学校で29.7%、中学校で12.5%にも上ることが報告されている。(「小・中学校の司書教諭配置は約半数に 学校図書館の職員」『学校図書館』2008.11, pp.44-45)

²¹ 「2008年度学校図書館調査報告」によると、2008年時点での高等学校での「学校司書」の正規雇用者は全体の75.9% (前年より1.9%減) となっており、その比率はやや低下傾向にあるものの、高い水準を維持している。(「小・中学校の司書教諭配置は約半数に 学校図書館の職員」『学校図書館』2008.11, p.45)

²² 「その他」を選択した回答者2名は、いずれも学校司書、司書教諭、図書館主任、図書館係教諭の他に、「担任」と記している。

²³ 詳細については、拙著「学校図書館と「読書の自由」 貸出記録の教育的利用問題を中心に」『学校図書館部会報』(日本図書館協会学校図書館部会) No.27, 2007.12.25参照。

²⁴ 日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言 1979年版」解説』第2版, 日本図書館協会, 2004, p.35

²⁵ 詳しくは次の拙著論文を参照。「学校図書館における貸出記録の保有期間に関する一考察 - 沖縄県内学校図書館における貸出記録の管理状況に関する調査より」(『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第12巻第2号, 2008.3, pp.13-38) 「学校図書館における貸出記録の管理状況に関する調査 - 学校図書館問題研究会・全国抽出アンケート調査の報告」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第12巻第2号, 2008.3, pp.39-77、「八重山地域の学校図書館活動 - 冊数評価に基づく読書指導の問題点と学校司書の役割 - 」『南島研叢書1』(南島文化研究所) 2006, pp.321-353

²⁶ 「量は先行 質が課題 貸し出し目標達成に優先傾向」『沖縄タイムス』2006.5.5, 朝刊17面

²⁷ 「意欲引き出す読書を 量目的化習、慣根付かず」『沖縄タイムス』2008.1.26, 朝刊26面

²⁸ 拙著「学校図書館における貸出記録の管理状況に関する調査 - 学校図書館問題研究会・全国抽出アンケート調査の報告」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第12巻第2号, 2008.3, pp.39-77

²⁹ 平成20年度第94回全国図書館大会兵庫大会第7分科会「図書館の自由」において、「Web2.0時代における

